

宇都宮市災害時要援護者対応マニュアルの概要

1 概要

(1) 目的

近年、集中豪雨や地震等の自然災害により、ひとり暮らしの高齢者など「災害時要援護者（以下「要援護者」という。）」の被災が相次いで発生しており、本市における要援護者に対する支援体制を整備することにより、風水害や地震等の自然災害が発生した場合に、要援護者に対し、迅速かつ的確な対応が図れるよう策定するもの

(2) 位置付け

「宇都宮市地域防災計画」第1章災害予防計画の「災害時要援護者支援計画」及び第2章災害応急対策計画の「災害時要援護者対策計画」を具体化し、災害時要援護者のうち高齢者・障害者に対する支援体制の整備を図るためのマニュアルとして位置づける。

2 基本的な考え方

(1) マニュアル策定にあたって

国・県から示されたマニュアル策定のガイドラインを基本に策定する。

(2) 地域との連携のあり方

災害が発生した初動期において、行政だけでは要援護者を避難誘導することには限界があるため、平常時をはじめ、災害発生時における地域の役割のあり方について、本市の具体的な取り組みを示すものとする。

(3) 福祉避難所等のあり方

災害による避難時において、要援護者に身体介護や健康相談など、日常生活に必要な生活支援を行うための「福祉避難所等」のあり方について、本市の具体的な取り組みを示すものとする。

3 要援護者とは

本マニュアルにおける「要援護者」とは、高齢者（概ね65歳以上）、障害者等のうち、支援を必要とする方々とする。

- ・介護保険の要介護認定者
- ・ひとり暮らし高齢者
- ・身体障害者
- ・知的障害者
- ・精神障害者
- ・その他災害時の支援が必要と認められる方

4 マニュアルの構成

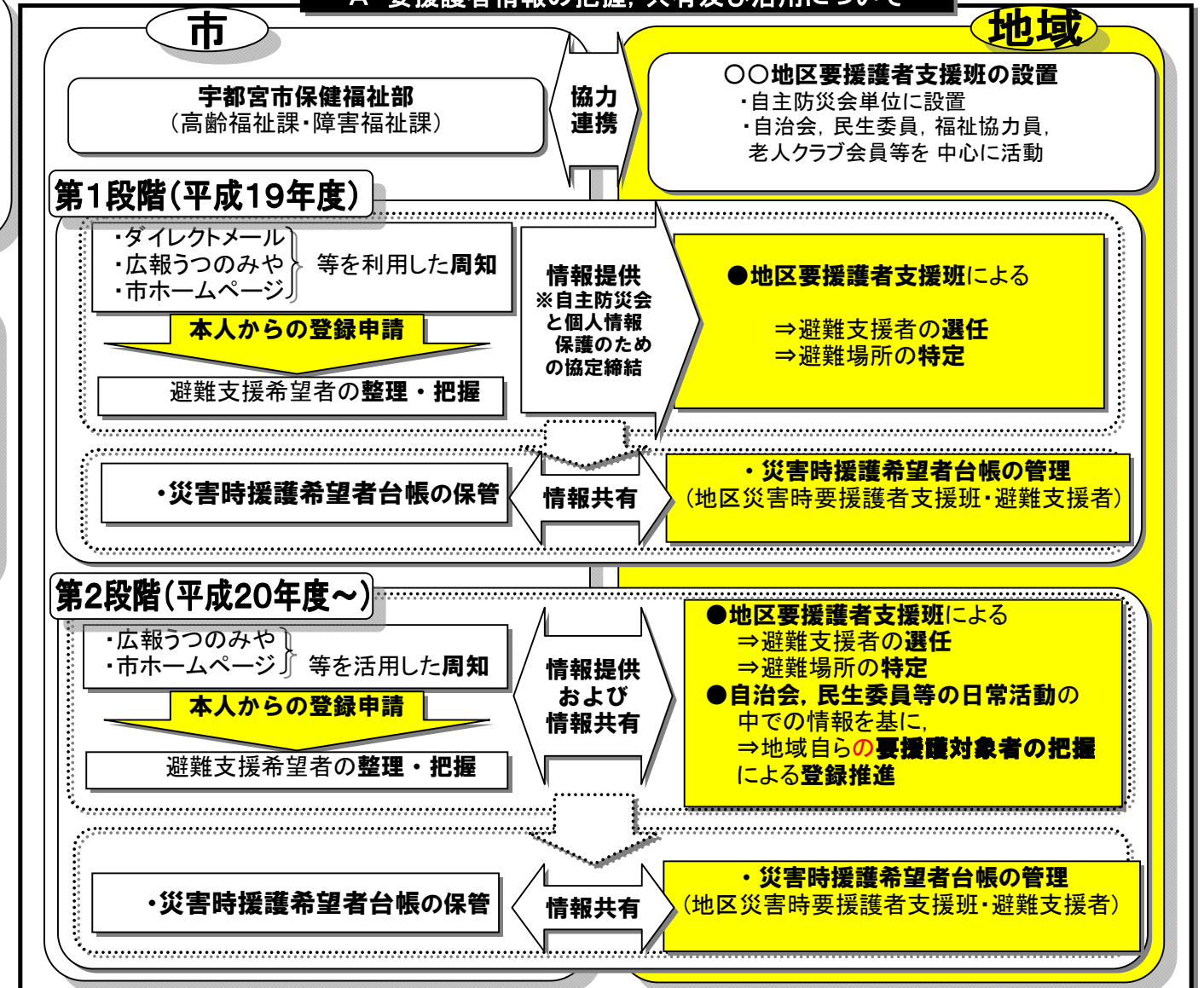
区 分	風 水 害 時	震 災 時
平常時の体制整備	・宇都宮市災害時要援護者支援班の設置 ・地区災害時要援護者支援班の設置（各地区自主防災会単位に設置） ・要援護者情報の把握、及び共有・活用 ・福祉避難所の確保 ・社会福祉施設等との協力体制の構築	
（災害発生の可能性が高まった段階）	・避難準備情報伝達	
災害発生後6時間までの対応	・地区福祉避難所の開設 ・避難誘導 ・安否確認	
避難救命期（6～72時間）	・地区福祉避難所の運営 ・拠点福祉避難所の開設 ・保健師等支援スタッフの配置	
応急対策期（72時間～1週間）	・生活支援スタッフの配置 ・ボランティアとの連携 ・要援護者の特性に配慮した物資等の配布	
復旧期（1～2週間）	・要援護者への相談体制の整備 ・保健福祉サービスの提供	
復興対策期（2週間～）	・必要に応じて、震災時と同様に対応	・要援護者に対するメンタルケアの実施 ・要援護者に配慮した応急仮設住宅対策 ・住宅の斡旋

5 主な取り組み事項

本マニュアルの策定にあたっては、主に、次の2項目について、地域と緊密に連携しながら取り組んでいく。

- A 要援護者情報の把握、共有及び活用について
- B 福祉避難所等の確保

A 要援護者情報の把握、共有及び活用について



B 福祉避難所等の確保

